

の主観的な意図と客観的な政治的な立場・役割は別なのでは、と現在には疑問に思っている。現実には忠実に生きたことが、そのまま体制にも従順であったという図式はあくまで一般論なのである。これは私の仮説なのであるが、方谷はその意図において体制に従順であったのではなく、自己の心に絶対的な確信を持ちながら、与えられた役目を果たしていったと考えている。事実として従順であったことは、方谷の客観的な機能である。もし主観的にも従順でありたいならば、陽明学という唯心論に向かう必要はなく、幕府が「正学」化した朱子学を信奉し、儒教倫理を忠実に説いていればよく、ただ現実を主体的に生きることが主張する方谷にとっては、むしろ主観的にも体制に従順であった人々を軽蔑していたのではないか、そしてこれこそが程朱学にとどまらなかった理由かもしれない。

平安時代における対外貿易について

——中国商人に対する貿易統制について——

中道洋平

目次

はじめに

第一章 中国商人来着時の政府の対応について——年紀違犯商人

への対応を中心に——

第一節 年紀制

第二節 年紀違犯の中国商人に対する朝廷の対応について

第一項 十一世紀前半期（藤原道長執政期）

第二項 十一世紀後半期

第二章 中国商人の安置について

第一節 太宰府以外への安置について

第二節 商人の滞在施設について

おわりに

はじめに

日本では、寛平六年（八九四）、遣唐使の派遣が停止されて以後、それまでの国家間関係を主軸とする対外交渉から、唐・新羅などの民間貿易商人による交流に変化する。十世紀前半に新羅が滅亡して

以後は、中国商人が専ら、日本と大陸の間の交流において重要な役割を果たした。

中国商人の日本への来航は、九世紀の段階から確認することができるが、来航が頻繁となるのは、十世紀後半の宋代に入ってからである。宋代の中国では、海外貿易が発達し、商人たちは、東アジア、東南アジア海域に進出し、積極的に貿易活動を行った。

日宋貿易に関しては、これまで森克己氏による研究が通説の位置を占めてきたが、近年、森説の再検討がされ始めてきている。

本稿では、このような近年の研究状況をふまえたうえで、十一世紀における政府の対外貿易管理体制について、当時の対外政策との関係のなかで論じてみたいと思う。

第一章

第一節

日本に來航した中国商人が日本での安置を許可されるには、政府が中国商人に対し、一定の期間において來航することを定めた「年紀制」という規則に従っていることが、特に重要視された。中国商人への「年紀制」の適用は、十世紀始めより十二世紀前半まで見られる。しかしながら「年紀制」はこの間常に守られていたわけではなく、十一世紀に入ると、年紀に違反した商人でも、安置を許可されるケースが増加した。

従来の研究では、年紀違反の中国商人を政府が安置するのは、法

を施行する貴族の墮落によるものであり、中央の貿易管理体制が弛緩したためという見方が有力である。それ故に、年紀違反の商人の安置が見え始める十一世紀は、中央政府の対外貿易管理体制が崩壊した時期と捉えられてきた。

「年紀制」は十世紀始めの延喜年間に、頻繁に來航するようになった中国商人を抑制するために設けられたと考えられる。年紀制では、商人らは最低二年以上の間隔において來航することが定められていた。

この章では、年紀制に違反して來航した中国商人に対する政府の対応を個別に検討し、そのうえで、十、十一世紀における政府の対外貿易管理体制がどのようなものであったのかを検討することを目的とした。

第二節

第一項

ここでは、十一世紀前半の藤原道長執政期における年紀違反商人への対応を検討した。その結果、この時期の商人の安置には、道長の意向により決定されている事例を多く確認できた。中国商人らは、しばしば道長と入宋僧の間の書信を仲介していることから、商人の安置には、入宋僧を介した道長と中国商人の関係も影響したと思われる。

また十一世紀前半の太宰府長官には道長と関係のあるものが多かったが、道長と中国商人の関係なども考えると、この道長執政期は、

対外関係史上、前後の時期とは異なる独自の特徴を持つ時期として、位置付けることができるように思う。道長の仏教信仰も商人の安置に影響した可能性も指摘した。

第二項

ここでは十一世紀後半における年紀違犯商人への対応を検討した。その結果、この時期貴族らが中国商人の頻繁な来航に対し少なからず不審感を抱いていることを確認した。これには、十一世紀後半、長年正式な国交が絶えていた宋、高麗両国から相次いで国書が届けられたことにより、当時の政府が対外的警戒心を強めたことも影響していたのではないだろうか。

第二章

第一節

ここでは、中国商人の安置場所について考察した。中国商人が安置される場所は、原則として太宰府であった。しかし、十世紀の末になると、太宰府以外の各地に來着する商人が次第に増え、それは十一世紀後半に入り一段と増加する。なかでも、越前国敦賀津が最も多く、その他、能登、若狭といった北陸の国々や山陰の但馬、伯耆など日本海沿岸部が多い。しかし、政府の対応は、十二世紀前半段階においても、太宰府以外に來着した商人については、廻却あるいは食料を支給して廻却と徹底していた。このことから、当時の管理体制が、決して唐物欲しさに商人を安置するというような、弛緩

平安時代における対外貿易について

したものではなかったことがわかる。

第二節

日本での安置を許可された中国商人は、太宰府鴻臚館に安置されたと考えられている。しかし、十世紀後半以降の太宰府鴻臚館の実態は不明であることから、ここでは、十一世紀における商人の滞在施設について、現段階での研究状況をもとに検討した。

その結果、商人の滞在地は、古代以来の太宰府鴻臚館から、十一世紀前半には、「宿房」へと名を変え、十一世紀後半には、場所も博多地区へと移り、「唐房（防）」さらには、「唐人街」と発展していったと考えられる。しかし、現段階では史料の制約もあり、鴻臚館を除いては、明確な場所を知ることができない。その鴻臚館にしても、その規模を知るのは難しいのが現状である。このように、商人の滞在地所については、まだ、その明確な場所を特定することはできないが、それらが全て太宰府の管理下にあったこと、つまり中央政府の管理するところであったことだけは指摘できるだろう。それは、先にも述べたように、十一世紀末の段階においても、政府が滞在中の商人を太宰府に監督させていたという事実から明らかである。

おわりに

以上、第一章では、「年紀制」という政府の対外政策に背いて來航した中国商人らを何故安置したのか、その要因について、また第

二章では、商人の来航地及び滞在地について、政府の管理体制との関係のなかで論じてきた。

第一章、第二章とも、まだまだ論証しきれていない部分が多いが、当時の政府が、その時その時の対外的状況を判断したうえで、来航する中国商人の対応にあたっていたことや、商人の安置には、貿易以外の問題も影響していたことは、指摘できたと思う。さらに、政府の貿易管理体制は十一世紀を通して決して崩壊はしていなかったことも確認できた。

今後は、今回触れることのできなかった、中国商人の日本における貿易活動等、滞在期間中の商人の活動に関する諸問題について、日本だけではなく、東アジア全体を含む対外関係史のなかで考えていきたい。

近代仏教の思想

日 野 真 隆

目 次

はじめに

第一章 仏教改革論の前提―日清戦争後の宗教利用論をめぐって―

第一節 宗教利用論

第二節 宗教批判論

第三節 仏教とキリスト教の接近―そのなかでの宗教批判論―

第二章 大日本慈善会財団の場合―仏教慈善の一側面―

第一節 大日本慈善会財団

第二節 「済世事業論」

第三章 新仏教徒の場合

第一節 公認教運動

第二節 新仏教運動の展開

第三節 三教会同批判

第四節 「自由討究」について―むすびにかえて―

はじめに

明治二十年代、所謂欧化への反動としての国粹主義・反キリスト